

暴風警報等発令時などにおける対応について

このことについて、次のように取り扱いますので、ご理解ご協力をお願いします。
なお、テレビ・ラジオ等で報道される気象情報は、市町村別に情報提供されるようになっていることをご留意ください。

- 1 「暴風警報」または「暴風雪警報」、ならびに重大な災害が起こるおそれが著しく大きい「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報並びに大雪特別警報」が発令されている場合

生徒は登校させないで下さい。（自宅待機）

- 2 「暴風警報」または「暴風雪警報」、ならびに重大な災害が起こるおそれが著しく大きい「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報並びに大雪特別警報」が解除された場合

- (1) 午前7時までに解除された場合
- ・安全を確認の上、通常通り登校させて下さい。平常授業を行います。
 - ・通常の給食があります。
- (2) 午前7時以降午前8時25分（始業前）までに解除された場合
- ・安全を確認の上、登校させて下さい。平常授業を行います。
 - ・簡易給食があります。
- (3) 午前11時までに解除された場合
- ・安全を確認し、午後登校させて下さい。午後の授業を行います。
 - ・給食はありません。

- 3 午前11時の時点で「暴風警報」または「暴風雪警報」、ならびに重大な災害が起こるおそれが著しく大きい「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報並びに大雪特別警報」が解除されない場合

臨時休校とします。

- 4 授業開始後に「暴風警報」または「暴風雪警報」、ならびに重大な災害が起こるおそれが著しく大きい「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報並びに大雪特別警報」が発令された場合

直ちに授業を中止して、安全確認後、速やかに帰宅させます。

※集団下校など、安全に帰宅させる方法を講じることがあります。

※安全に帰宅させることが困難であると判断したときは、安全な場所に待機させて保護し、保護者の方と十分な連絡をとります。

5 「暴風警報」または「暴風雪警報」、ならびに重大な災害が起こるおそれが著しく大きい「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報並びに大雪特別警報」が解除されても、公共交通機関が不通である場合

- ・公共交通機関を利用する生徒（加太・坂下地区生徒）は、運行が再開されるまで自宅待機とします。
- ・運行再開後は、安全を確認の上、登校させて下さい。

※学校到着が遅れても、「遅刻」になりません。

※運行が再開されず登校できなかった場合は、「出席停止」扱いとなります。

6 その他の注意報及び大雪、大雨、洪水等の警報発令の場合

原則として、平常登校とします。

※学校の判断により自宅待機とする場合は、PTAの地区連絡網で連絡します。

※地区委員・保護者の方が登校に危険が伴うと判断された場合は、自宅待機させてください。「出席停止」扱いとなります。

7 被災等で登校の危険や支障のある時

（被災：山崩れ・橋の冠水・決壊・交通機関の不通など）

自宅待機させ、その旨を学校に連絡して下さい。「出席停止」扱いとなります。

上記を原則としますが、風雨及び雪等の状況や被災状況により対応を変更する場合があります。なお、その場合は、メール配信やPTAの地区連絡網等でお知らせします。